

# 「建設業バックオフィス業務DX化推進研修」開催事業公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

この要領は、「建設業バックオフィス業務DX化推進研修」の企画等に関する業務を委託する事業者（以下「受注者」）を公募により選定するために必要な事項を定めるものです。

## 2 委託業務の概要

### （1）委託業務名

「建設業バックオフィス業務DX化推進研修」

### （2）業務内容

別紙1「建設業バックオフィス業務DX化推進研修」開催事業業務委託仕様書のとおり

### （3）委託期間

契約締結の日から令和7年12月26日（金）まで

### （4）契約上限額

金2,500,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

※この上限額とは別に、契約手続きの中で予定価格を設定します。

## 3 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式とします。

プロポーザルの申込みがあった事業者から提出された企画提案書について、別紙2「審査基準」に基づく書面審査を行い、総合的に最も優れた提案をした事業者を委託候補者とします。なお、必要に応じて追加の資料や説明を求める場合があります。

## 4 プロポーザルへの参加申込み

- （1）本プロポーザルへの参加を希望される場合、別紙3「建設業バックオフィス業務DX化推進研修」開催事業公募型プロポーザル参加申込書を令和7年5月14日（水）17時までに「9 提出・問合せ先」へ電子メールにより送付してください。
- （2）本プロポーザルに関する質問は、令和7年5月14日（水）17時まで（必着）受け付けます。質問は別紙4質問書へ記入のうえ、電子メールにより送付するものとします。なお、質問に対する回答は、原則として令和7年5月21日（水）17時までに参加申込書を提出された全ての事業者に電子メールにより回答します。
- （3）参加申込み及び質問書を提出した後、受領漏れを防ぐため、必ず電話により受領確認を行ってください。

## 5 プロポーザル参加資格、条件等

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ② 都道府県税や消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ③ 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

④ 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められること

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められること

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められること

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していること

## 6 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加申込みをされた事業者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

### （1）提出書類

次の①～④の書類を電子メールにて提出してください。

※ 提出書類等はすべてA4版とし、物品等の案は企画提案書に画像ファイルを貼りつけてください。

※ 提出書類は返却しません。

※ いずれも様式は任意とします。

#### ① 企画提案書

別紙1「建設業バックオフィス業務DX化推進研修」開催事業業務委託仕様書を参照のうえ、提案すること。

事業内容ごとに、企画の意図、手法、イメージ、スケジュールなどの提案内容がわかるようにすること。

② 経費見積書（2の（4）の金額の範囲内で作成願います。）

③ 会社概要（パンフレット等）及び最近の業務実績が分かるもの

④ 実施体制（責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制について記載すること。）

### （2）提出先

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県土木部建設技術企画課建設業係

E-mail: [akensetsu01@pref.toyama.lg.jp](mailto:akensetsu01@pref.toyama.lg.jp)

(3) 提出期限

令和7年5月28日(水)17時(必着)

(4) 提出方法

電子メール

※電子メール送信後、必ず事務局に到達確認のお電話をお願いします。

※ 上記日時までに提出がない場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなしますので、ご注意ください。

## 7 その他

(1) 企画提案は、各プロポーザル参加者とも1案とします。

(2) 次に掲げるものの提案は、無効とします。

① 県が指定した期日及び場所に提出しなかったもの

② 今回のプロポーザルに関する条件又は予め指示した事項に違反したもの

(3) プロポーザルへの参加、企画提案に要するすべての費用は、参加者負担とします。

(4) プロポーザルの結果は、採用・不採用にかかわらず、後日書面で通知します。

(5) 委託候補者となった事業者と県は、企画提案の内容をもとに、その実施内容の詳細や業務履行に必要な具体的な条件などの協議・調整を行い、条件が整った場合に随意契約の手続を行います。

(6) 委託候補者は契約締結前に辞退する場合、その理由を記載した辞退届を提出すること。この場合、次順位者(下限の点数を満たしたものに限り)を新たな委託候補者とする。

(7) 委託料には、広報、会場使用料、資料の送付等に要する費用その他一切の費用を含むものとします。

(8) この要領の内容に不明な点がある場合には、県の指示に従うものとします。

## 8 今後のスケジュール

|          |                   |
|----------|-------------------|
| 5月14日(水) | プロポーザル参加申込み、質問書締切 |
| 5月28日(水) | 企画提案書等提出締切        |
| 6月上旬     | 企画提案書の審査          |
| 6月上旬     | 委託業者選定            |

## 9 提出・問合せ先

富山県土木部建設技術企画課建設業係 澤井

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

TEL: 076-444-3316 / FAX: 076-442-7954

E-mail: akensetsu01@pref.toyama.lg.jp